

差別事象検討部会の設置について

高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第 7 条に則り、高知県人権尊重の社会づくり協議会に、「差別事象検討部会」を設置する。

（設置目的）

県内で発生した差別事象への対応力の強化を図るため、今後の対応策を検討し、検討した内容を踏まえた効果的な啓発を実施することで、県民の人権意識の高揚を図る。

（部会員の構成）

高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 6 名で構成する。

（検討部会のあり方）

- ・ 毎年、公表している「高知県の人権について」の、各人権課題の現状や課題、相談件数や対応件数、支援件数などの結果を分析し、効果的な啓発方法を検討する。
- ・ 個人の特定につながる恐れがあるため、個々の事例の解決（加害者への説示、被害者の救援・支援）や原因の究明は目的としない。

※・「高知県の人権について」

高知県人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 2 項に規定する人権に関する実態の公表。

- ・ 高知県人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 2 項

「知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。」

（検討部会の開催時期等）

- ①開催時期：令和 6 年 1 1 月 2 8 日

（社会づくり協議会閉会后、開催）

- ②出席者：部会委員、当課、議題である差別事象の関係課